

第7日

令和6年9月10日（火）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、8番熊本正博議員の質問を許可します。8番熊本正博議員。

（8番熊本正博君登壇）

○8番（熊本正博君） 皆さん、こんにちは。8番熊本正博でございます。今日は傍聴にお見えになった皆さん、それからインターネットで傍聴をされている皆さん、お忙しいところ誠にありがとうございます。

さて、今日朝でしたけど、ある議員が、「昨日、帰りがけにこの市役所の付近で猿を見た」というような話がありまして、え、猿がおるったいと、私もちょっと見たことはあるんですけど、そしたら、ほかのところの議員も、「そりゃ、うち辺もおるばい、猿は」っち言うわけですよ。

そしたらまた、ほかの議員が、「いや、うちは親子でおったげな」とか、そういうことが出まして、そげん猿は朝倉市におるとやろうかと、何匹ぐらいおるとかなと思いつながら、今回質問を、この壇上で話をちょっと変えました。

まだ1年半ぐらい前でしたけど、私はコウモリの被害の話をさせていただいたことがございますが、このコウモリの話は当時福岡県、それから福岡本庁ですね、県庁のほうから見えたし、朝倉農林も来られた。

それから、朝倉市では環境課、それから住民の皆さんが来られて、そのコウモリの被害があるところの家を見て回ったんですけど、その時に言われたことが、「コウモリは殺したりすると罰金が科せられるばい」と、そやけ、コウモリがもしもいるなら逃がすしかない、自分のところにおるなら、専門家の方に頼んだりとか、いろいろしてコウモリを出しなさいと、逃がしなさいと、家からですね。

そういう話でしたけど、「ほんならコウモリが逃がさにやいかんちゅうて逃がしたら、今度はまた違うところの家に行くやんね」っち、「いっちゃん何もならん、そこの家はいいかもしれんけど、また次のところに行く」というような話でしたんで、どうかなと思いつながら。

で、これは堤のほうとか、それから菩提寺、恵比須町あたりに大分コウモリが家の中におるということでもありますけど、中には自分の家にコウモリが入っちよるちゅうことも、分からん人もおるそうで、ほんと幸せだなと思う人がおられます。

コウモリの糞ちゅうのはほんと真っ黒してですね、おてんごんなるわけですよ。実は私の家にも来ましたが、コウモリが。でも家にはコウモリもいますけど、アオダイショウもおりますもんで、そのアオダイショウが入ってきてですね、コウモリはやっぱ食べに來たりするけんですね、その後もうコウモリはおらんとか、スズメとかそういうのがもう

おらんごとになってしもうたけど、アオダイショウはおるごとあるですね、今も。

それで、またそのほかにもハトの被害、これ甘木町ではハトの被害がたくさんあるわけですよ。甘木小学校とか朝高とか、そこらにもほとんどハトがおるわけですけど、個人宅にもハトがあちこちおるという被害を五、六件お聞きしまして、やっぱり見てみますと、やっぱりハトがそのつかみにくい、上りにくいごとあるとこに巣があつて、どんどん増えるそうで、これも今度はさっきのコウモリは市で担当ちゅうと環境課になるそうですけど、このハトは農林課が担当だそうです。

農作物やらも被害があるけんですね、農林課が担当ですと言いながらも、やはりどうしようもない。ハトがおったら追い出してください、逃してください、これしかないそうです。もうお手上げですね。言えばもうこっちからしてみたら、もう本当困っちよるちゅうことじゃありますけど、やっぱりどうしても手が出せないというようなことで、困っていると。

で、何日か前に、これもまたある議員から聞いた話なんですけど、カラスですね、カラスの被害がこの頃は多なつたと。で、私たちのところにもごみやらを収集するところがあるじゃないですか。あそこにごみを持っていくと、ネットやらもかぶせちよるとですけど、カラスが来て、食べられる物を引き出してから、もうべらり散らかしちよるわけですよ、食い荒らしてですね。

で、もう毎日、うちもちよつと片づけに行ったことがありますけど、近所のおばちゃんが片づけをしちやるわけですよ。しかし、近所のおばちゃんが、「あんカラスが」ちゅうてから石を投げつけたりするけ、おばちゃん、やめときないって。カラスやらをそげなことしよつたら、カラスは頭がええから、逆にその顔を覚えて、今度またそれ持ってきてきよつたりしたら攻撃をしてくると。そのカラスがですね、それこそ命にちゅうことあることもあるからですね、おばちゃん、もうカラスと目を合わせなんなど。

これは猿も一緒ですよ、目を合わせたらしかかってくるから、もう合わさんな、ただ片づけだけをしてくださいちゅうことで話をしたことがあります。

で、つい最近その話が、カラスの話がありましたけど、それは何か桃があつてですね、その袋がかかちよるそうなんですよ、桃にですね。

して、一番おいしくなって、もう出そうかちいうときになったら、カラスが来てそれをつくじるそうですよ、その袋には何が入ちよるじゃろうかち思うて分からんですね、してつくじってって分からんです。して、つくじってしまうけん、やっぱり生産者としてはせっかくできたとにですね、「もう商品価値がなくなって、もうどうしようもない、せっかくここまで育てたとに」っち、おいしゃまがそう言いよんなつたそうですが、そのおいしゃまに言わせるとですね、「こんカラスは、今おる地域におるカラスじゃない」と、いつもおるカラスじゃないと。「これはまた違う、山から飛んできたカラスが来てから、何でこの袋の中は何じゃろうかち思うてつくじりよる」というようなことを言

ってありましたから、ああ、そげなこともあるとばいなっち思いながらですね、この手を出せないカラスにおいても、どうしようもない。ネットをすとか、そういうことで防いでいけないけど、脅すか、あげな花火とか何かそういうふうな脅しでやるちゅうことですけど、効果はないやろうなと、そんなふうに思っております。

そういうことですが、私が今から一般質問をさせていただきますが、これにつきましては、お手上げちゅうことはないと思います。職員の方なり、部署の、それから責任があるところの行政、この人たちが力を入れたらやれる。元気があれば何でもできる。そういう一般質問でさせていただきたいなと思っております。

はい、質問席のほうから質問をさせていただきます。執行部におきましては、明確な回答をよろしく願いいたします。それでは、席に帰ります。

(8番熊本正博君降壇)

○議長(小島清人君) 8番熊本正博議員。

○8番(熊本正博君) はい。それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

最初に、小石原川の治水と利水について質問をさせていただきます。

小石原川の河川整備について。

小石原川の治水能力が朝倉市の国・県管理河川で著しく低いとの観点で、私が令和6年の3月定例議会において質問をしたことがございます。執行部の答弁は、「旧堰が存置されたままになっており、河川管理者も整備ができずに困っています。引き続き関係機関に働きかけていく」との趣旨で答弁がありました。6か月がたちましたが、どのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長(小島清人君) 都市建設部長。

○都市建設部長(井上政司君) 福岡県において平成30年7月に策定されております筑後川中流平野右岸圏域河川整備計画によりますれば、小石原川の治水能力は目標流量に対して極めて低く、氾濫被害の防止軽減上、河川整備が必要であると河川管理者である福岡県は位置づけをしております。

朝倉市も、沿川住民の生命・財産を守る観点から、一日も早い河川整備が必要という認識をしております。福岡県に対しては重ね重ね強く申し入れているところでございます。

そもそも、河川整備が進まない要因といたしますのが、農業用水の固定堰が存置されているところがございます。取水の停止及び固定堰の撤去は、昭和47年に旧水資源開発公団と福岡県が水利の許可を得た条件の中で、両筑平野用水事業において建設されました甘木橋頭首工等の合口された頭首工から取水されることが約束されているというふうに承知をしておりますが、所々の理由から遅れているため、河川管理者であります福岡県朝倉県土整備事務所の整備が遅れている状況であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長(小島清人君) 8番熊本議員。

○8番(熊本正博君) ただいま氾濫被害の防止形状、小石原川の整備が必要であると部

長が言われましたが、私も非常に危機感を感じております。小石原川沿川住民に泥をかぶせるわけにはいかないと強く思っているところでございます。

朝倉市は、関係機関に強く要望していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、つなぎ込み水路等について、整備等について。

小石原川に昭和47年に旧堰取水の停止と堰撤去が約束をされていますが、女男石頭首工、甘木橋頭首工など、合口堰取水と並行して旧堰取水が行われております。そのため、数多くの旧堰が残っているのだと私は認識をしておりますが、旧堰撤去の前提は、福岡県朝倉農林事務所が事業を行っているつなぎ込み水路の整備と理解をしていますが、旧堰撤去が遅々としていますが、つなぎ込み水路の整備はどのようなになっているのでしょうか、教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

新しく建設されました合口頭首工以外の旧井堰からの取水が残っているものにつきましては、小石原川で24基、佐田川で11基でございます。

そのうち、つなぎ込み水路工事が完了し、試験通水に入っている箇所が6か所ありまして、そのうち4か所が小石原川、佐田川の2か所でございます。

また、既に通水試験が終わって堰撤去の設計や工事を実施している箇所は、小石原川で3か所、佐田川が1か所となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） はい、分かりました。

次に、令和11年度までには取水停止と旧堰撤去が完了しなければならないとなっておりますが、進捗はどのように管理されているのかお伺いをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 旧井堰撤去までには、つなぎ込み水路建設の水利関係者同意、水路整備、試験通水、取水停止、井堰撤去同意、井堰撤去といった工事の段取りとなることから時間を要しておりますが、河川の治水機能向上のための河川整備は必須であることを承知しているところでございます。

また、水利使用規則での河川管理者と水利権者との同意条件が、令和11年度末までに旧井堰の廃止を完了させるようになっていることにつきましても、重々承知をしておりますので、関係事業者には引き続き強く求めていくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） この課題での朝倉市の役割はどのようなことで、本市の主管課はどこなのか教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この事業についての朝倉市の役割ということでございますが、これは朝倉農林事務所と連携して水利関係者と協議調整することと理解しております。

なお、主管課につきましては、農林課でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） すみませんが部長、もう一度旧堰撤去までの段取りをゆっくり答弁していただけないでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 段取りということで、改めてゆっくり申し上げます。

旧井堰撤去までには、つなぎ込み水路建設の水利関係者の同意、そしてその次に水路整備、そしてそのでき上がった水路に対しまして試験的な通水、試験通水、そしてその通水をした後にうまくいったら、そこで取水の停止となります。そして、改めまして井堰の撤去同意、そして井堰撤去といった工事の段取りとなります。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 旧堰を撤去するまでには、今話を聞きますと長い時間がかかるようでございます。それならば、なおさら関係事業に引き続き強く求めていってください。一刻も早く実現をしてください。よろしくお願いします。

次に、堰撤去についてです。つなぎ込み水路の整備が完了し、一定期間の試験通水も行われているが、なぜ堰撤去に移行しないのかお伺いをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほど段取りの中で申し上げました試験通水につきましては、数年間かけて実施されておりますが、中には水利権者の方からは、つなぎ込み水路からの取水量で十分足るのか不安だという声もありまして、取水停止までの理解が得られていない箇所もあるというふうに伺っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 今の話を聞きますと、水利関係者にしてみれば、やはり水路の不安や理解が得られていないということでしょうね。分かりました。

では、次に小石原川の治水機能についての市の認識について。小石原川の治水能力が著しく低く、豪雨のたびに沿川住民は河川からの溢水、越水の不安にあるという実態は、関係者には伝わっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 議員おっしゃいますように、小石原川は治水能力が低い上に、土砂が大量に堆積しておりまして、豪雨のたびに沿川住民の方々が越水等、河川氾濫の心配を抱えていることにつきましては、市をはじめ福岡県、水資源機構等の関係機関とは重ね重ね対策会議を開催しておりまして、十分に認識しているところでございます。

以上です。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） 取水停止と旧堰撤去は数十年来の課題であります。関係機関は治水上の危険性、沿川住民の不安を自分ごととして捉えられているのか、甚だ疑問であります。

水資源機構や福岡県朝倉農林事務所においては、両筑平野用水の水利使用規則の履行責任は当然であります。小石原川沿川住民の生命財産との観点はあるのですか。朝倉市はしっかりと関係機関に伝えているのかをお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 取水停止につきましては、水利権取得時の条件整備でありまして、堰撤去まで行わなければならないことは、水利関係者協議で説明してきているところであります。両筑平野用水事業完了から長い年月を費やしていることや、これまでどおりではなぜ駄目だったのかといった意見、あるいは両筑平野用水事業以前からかんがい期以外でも取水は認められていた。旧井堰がなくなれば、かんがい期以外の水はどうするのか等の意見が出されておまして、理解を得るのに時間を要しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） つなぎ込み水路の整備、取水停止、旧堰撤去と段取りよく進まなければ、計画に基づく河川整備はできないわけありますから、不退転の気持ちで前に進めてもらいたいと、関係機関に強く求めていただきたいです。朝倉市の見解を求めます。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 水利使用規則上の当事者は、水資源機構と福岡県であり、つなぎ込み水路事業当事者が福岡県朝倉農林事務所であることは、両機関とも十分承知されておりまして、朝倉市をはじめ関係市町と一緒に進め方等について協議が行われているところでございます。朝倉市としましても、今後ともなお一層しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） よろしくお願ひいたします。

次に、両筑平野用水について。両筑平野の農業用水についてでございます。

朝倉市、小郡市、筑前町、大刀洗の2市2町の広大な農地の水運用を行っております。両筑平野用水土地改良区は長いこと、「水が足りない、旧堰には必要な箇所がある」と発言を続けておられます。

そもそも、九州農政局が旧甘木市などの強い要望を受けて、両筑平野のかんがい排水事業が計画をされた経過がありますが、水源である江川ダムの当初計画は、かんがい専用ダムとしてスタートしたと私は聞いております。

かんがい用の専用ダムだったということが始まりでありまして、その後、農業用水専門ダム構想から福岡市水道用水と旧甘木市の工業用水が参画をしまして、ダム構想によりさらに、筑後川水系水資源開発公団に取り込まれて、筑後川大堰から取水する水道事業も参画し、現在の水運用へと移り変わったと理解をしております。

事業は、水源ダムや女男石頭首工、甘木橋頭首工、その他基本的な水路施設を旧水資源開発工団が実施し、さらにそのほかの取水堰や水路網が福岡県により整備されたと聞いております。

当初、計画の一丁目一番地であった農業用水について、当事者の両筑土地改良区は一貫して「水が足りない」と主張をされております。これにつきましては、両筑土地改良区の理事長や局長と十分話をさせていただきまして、作成をしております。現状を聞いていただきたいと思います。

間断かん水をするのが常態化、特に水源地である朝倉市において、水不足なんてことはあり得ません。また、その不足を補うために揚水機場を設置。これは、農地にポンプで水をくみ上げる施設のことでございます。総機場数は332機場まで膨らんでおります。全国を見回してみても、これだけ低圧揚水機場が多い土地改良区はありません。

その電気料を補填のために、江川ダム直下に省水力発電所を建設した経過がありますが、電気代は年々上昇し賄えない。それに加え、発電所にかかる修繕費等は膨大で、補助事業を活用しながらしのいでおります。計画と実態との乖離が非常に大きいです。

また、朝倉市は水源地であり、その地域が困らないように優位性があるべきではないでしょうか。揚水機場については、地下水の低下——これは資源の枯渇ですね。と電気量の高騰も考えると、依存度を減らす取組をしないといけないと思っています。

点在する揚水機場は、維持管理費、管理費用、手間がかかり、土地改良区としてもコントロールがしにくいいため、合併を含めた再編が必要であります。揚水機場の電気料を減らすことができれば、環境にも配慮ができ、脱炭素の取組にもつながります。かんがい排水事業を実施したにもかかわらず、揚水機場が膨大にあるのは非常におかしいと思います。聞かれて、朝倉市はどのように認識をしているのかお伺いをします。

この件につきましては、朝倉の重要な農業の問題でありますので、よければ林市長にお伺いをいたします。お願いします。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 議員が御指摘をいただきました土地改良区の窮状と言っていいと思いますけれども、このことについてはよく理解をしております。

私は、両筑土地改良区県営二期事業推進協議会の会長をしております。これには、関連自治体の小郡市、筑前町、大刀洗町、2市2町の長もおりますので、両筑土地改良区の理事長、また副理事長とともに要請活動を福岡県、九州農政局、農林水産省、財務省等に年2回予算を確保していただくという目的をもって行動を一緒にしております。

その中で、今、議員から両筑土地改良区との協議の踏まえてのお話がありましたので、よく理解をさせていただいていると思います。両筑平野用水事業は、昭和30年代より当該地区では水田耕作には安定的な水が必要だとの声が強く、農水省の基礎調査を踏まえて事業計画が策定されて、両筑平野用水事業がスタートしていったとの経緯があるということを知っています。

また、事業スタートの段階で広域的な水道用水等の参画という変遷を経て、現在の水運用体制になっていることも知っています。

その後、水路等の老朽化に対応するため、平成17年度より、両筑平野用水二期事業が水資源機構事業から開始され、現在は県営による、先ほど申し上げました両筑平野用水事業として、老朽化対策が鋭意進められているところであります。

「水が足りない」との声もあり、よりよい水運用を目指して、朝倉3ダムについては、令和5年かんがい期から、それまでの利水者ごとの目的別管理体制からプール運用へと水管理方式が変更されました。現在は試し、試行段階ではありますが、その効果は初年度から明らかになっているというふうに思います。

両筑平野用水の水利用計画は、地下水利用やため池等の水源利用を前提としたダムの水源計画であり、水運用当初から「ダムの水が足りない」との声があったと承知しております。

朝倉市にとって水田農業は基礎的な財産であり、適正な水管理を求めて日々努力されている両筑土地改良区の声、広く農業関係者の声をしっかり受け止めていくことは、朝倉市の基本姿勢であるというふうに考えております。

私は、脱炭素政策が進められている昨今、議員が言われましたように、両筑平野用水が維持管理費や電気料金を伴う数多くのポンプ施設で揚水する地下水を水源とした水利体系そのものにも疑問を持っております。

事業関係機関には、両筑土地改良区の声を真正面から受け止めていただき、よりよい方向を目指してもらいたいとこれからも強く求めていきたい。両筑土地改良区の窮状は強く認識して感じているということでございます。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 林市長、簡潔明瞭に答弁をいただき、ありがとうございました。よりよい水運用を目指して現在行われておりますプール運用・水管理方式で本格運用が実施されるように強く思っております。

また、両筑平野用水土地改良区が「水が足りない」という発言をされていますが、この声がなくなってこそ水源地・朝倉ではないでしょうか。

次に、堰の必要性について、両筑土地改良区は「旧堰には必要な箇所がある」と主張されています。さきの項目で明らかなように、旧堰は取水を停止した後に撤去することになっているが、両筑土地改良区は「旧堰には必要な箇所がある」と主張されております。こ

のことを朝倉市はどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 両筑土地改良区の旧堰には必要な箇所があるとの主張につきましては、十分承知しているところでございます。

その内容につきまして一例を申し上げますと、合口された甘木橋頭首工から、その下流の本郷頭首工までの距離が遠過ぎ、圃場の隅々までの必要な農業用水の供給が難しいなどということを理解しているところでございます。また、それが「旧井堰取水の停止ができない要因となっている」との声も伺っております。

市としましては、事業関係機関の皆さんには農業関係者の声の真意をしっかりと聞いていただきまして、よりよい方向に模索していただきたいと考えており、引き続き諸会議において発言をしていくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 今部長が言われたことですね、よろしく願いをいたします。

次に、市街地の都市整備についてです。

市街地の浸水被害と雨水排水対策について、近年の頻発する豪雨が山間部では土砂流木に対する対策、また平地では河川の整備を、さらに市街地や農地の浸水被害対策と市政全体に重くのしかかっていると理解をしております。平成29年7月九州北部豪雨災害以降、国、県、市一体として災害復旧が実施され、河川の改修と治山・砂防施設の整備が進められたところであります。

豪雨は、市街地においては家屋や道路等の浸水被害ももたらししていますが、市街地における浸水被害は都市の整備とともに密接に関係してくるはずであります。このことについて、市はどのように認識し、どのように対処していくつもりなのか、基本的な考えをお伺いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 近年の地球温暖化現象の影響と考えます豪雨が、市街地での浸水被害を顕著にしているというふうに考えております。同時に、市街地では家屋の集中や活発な商業活動による開発行為も進んでおりまして、雨水の地下浸透が阻害され水路等に一気に流れ込むことから、水路の能力オーバーとなりまして、浸水の原因の一つになっているというふうに考えております。

市街地の中心は、扇状地の先端部になっているという地形的な特徴を踏まえた雨水排水機能の充実が、都市政策の課題の一つであるというふうな認識を持っております。

治水対策として、近年、官民など流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う流域治水というものが高く掲げられております。治水を面的な広がりの中で総合的に取り組んでいくことが求められておりますので、しっかりと勉強しまして施策に生かしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） 今回、今、部長に市街地の浸水被害と雨水排水対策の基本的な考え方を述べていただきましたが、この件につきましては、非常に重要な案件と私は思っております。今後も継続してこの一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問はごろっと内容が変わりまして、学童保育についてでございます。学童保育の現状について。

今回、学童保育の質問をさせていただきましたのは、なぜ質問したかという経緯に至ったのは、私には3人の子供がおりますが、それぞれ結婚しまして、みんな共働きをしながら子育てをしております。この頃みんなで集まる機会がありましたので、そのときに「学童保育があるので助かる」という話や、支援員、保護者の話題まで聞きました。

また、学童に預ける保護者の方々からも相談がありました。社会的には少子化で子供の絶対数は減っておりますが、学童保育を利用する世帯は年々増加傾向にあり、共働きや家庭環境の変化により、より一層学童保育の重要性が増しているという状況に、これは大事なことだということで、学童保育について注目をいたしました。

そこで、質問をさせていただきます。まず、市内の学童保育の箇所数、それから学童に通う子供の人数を教えてください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 市内の学童保育所は全部で16か所ございまして、各小学校校区に1か所以上あるというような状況でございます。

運営形態は、指定管理が13か所、業務委託が3か所ありまして、運営主体は任意団体や民間企業、NPO法人、社会福祉法人がございます。

利用している児童数ですが、全学童で757人の利用をされているというような状況でございます。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） それでは、学童を利用したい家庭は多く、待機児童が出ることもあると聞きますが、現在の待機児童の人数を教えてください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 待機児童の人数ということでお答えいたします。

令和6年度の入所申請時につきましては、定員を超えた学童保育所がございました。その後、保護者と保護者会の協力によりまして、令和6年4月1日時点では、待機児童はゼロとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 8 番熊本議員。

○8 番（熊本正博君） 今言われたのは、やっぱり待機児童が出ないように保護者と保護者会の協力により、そのような状況も乗り切って、待機児童は解消してあるんですね、それについてはですね。

次に、学童で働く支援員の人数を教えてください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 全学童保育所で放課後児童認定支援員が77名、補助員が70名でございまして、合計147名で対応をしております。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 今、147人と支援員が従事しているとのことでしたが、実際、今の支援員の人数で足りているのでしょうか、お答えください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 学童保育所の支援員の配置につきましては、条例によりまして、児童おおむね40人に対し、支援員2名以上の配置が必須となっております。

実際には、支援員や保護者会等の協力をいただきまして、3名から5名で対応をしております。条例基準は満たしている状況ではございます。

しかしながら、支援員の高齢化などによりまして、年度途中に退職等が発生することがございます。決して余裕のある配置ができていない現状もございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 子どもたちが安全に、そして安心して楽しく過ごせるよう、支援員の役割はとても重要となりますが、支援員の人員確保に長年苦慮されているという話を聞きますが、人手不足というのはどの業界でも共通している課題ではありますが、学童の支援員不足も非常に深刻であると私は考えております。

支援員の待遇、特に低賃金は支援員不足に追い打ちをかけていると思います。国や県からの処遇改善はあると聞いていますが、その処遇改善を含め支援員の処遇改善はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 支援員の処遇につきましては、基本的には雇用主であります保護者会等の運営主体の考え方により決定されるものであります。市といたしましては、国の事業であります経験年数や研修により処遇改善を図るキャリアアップ事業、また支援員の勤務時間により賃金の改善を図る処遇改善事業を利用し、給与や手当の向上を図り、雇用関係の改善に積極的に取組を、働きかけを行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 支援員がいないと、その分学童に通えない子どもたちが出てきて、そうすると働けなくなる家族が出てきてしまいます。国や県から補助金で運営していきつつ、子ども未来課の協力もありながらどうにか乗り切っているようでございます。なかなか難しい現状であると思います。もう少し市が力を入れて、学童保育のことを考えていかなければ支援員という仕事は安定せず、辞めていく人も増え、支援員になりたい人もいな

くなると感じております。

支援員の確保拡充にぜひ対策を講じていただき、支援員が働きやすい環境をつくり、子どもたちがのびのび過ごせるよう改善をよろしくお願いいたします。

それから、この話は最近のことで、8月末の台風10号の対応についてお尋ねをします。

災害時の学童保育の開所、閉所の対応判断について、市はどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 台風時、災害時の閉所の考え方につきましてお答えいたします。

基本的には警戒レベル4、避難指示が発令された場合、閉所とするようにいたしております。また、今回の台風につきましては、学校の夏休みの期間中でありましたけれども、その長期休業中以外におきましては、学校が休校になったときにつきましては、学校に準じて閉所としております。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 通常はそのような対応、判断をしているとのことですが、今回の台風は各小学校のサマースクール出校日は休校になりましたが、学童の開所や閉所の判断等が非常に遅く、保護者や支援員が困惑をしたと聞きました。どのような対応だったのでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 今回の台風につきましては、警戒レベル4、避難指示の発令はなかったため、基本的には開所といたしたところでございます。

また、今回は学校が夏休み休業中であつたため、学童保育所の閉所の判断については、子ども未来課を中心に検討判断をしたところでございます。

学童保育所の役割につきましては、保護者が仕事等を理由に児童を家庭で看護できない場合に児童を預かり、保育することです。災害時におきましても、どうしても預かりが必要な家庭への影響を最小限に留めること並びに支援員の安全を確保し対応することを考慮した上で、できる限り開所することが必要であるというふうに基本的には考えております。

今回の対応につきましては、台風の速度が非常に遅く、進路予想も日ごとに変わる状況であつたことから、まずは保護者へ急遽閉所する可能性があるということ、その場合については預かることができませんので、保護者で対応していただくよう事前周知を行ったところでございます。

また、利用児童数の事前把握を行いまして、最小限の人員体制で預かりを対応したところでもございます。今回の台風では、結果的に保護者の協力により家庭で対応することができ、利用する児童がなくなり閉所した学童もあれば、少人数の預かりであつたが、通常

通りの開所をした学童もございました。

今後も、台風の最新情報を確認しながら、いただいた御意見を踏まえ、各学童保育所との意見交換や教育委員会との協議を行いながら、今後の災害対応に生かしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 今回のように学校が夏休み期間や土曜日などで学校が休みであるときは、学童の開所・閉所の判断を学校に合わせることができず、非常に判断が難しかったと思いますが、子どもたちや支援員の安全等を考慮し、各保育所や各小学校に合わせず、学童保育の状況で学童保育ならではの市の対応、判断をすべきではと思っております。

利用したい保護者がいるのは十分分かりますが、だからといって各学童によって開所・閉所の状況が異なるのは、混雑が生じ収拾がつかなくなります。よくよく安全面を考慮し、早めに判断できれば保護者も対応ができたのではと思っております。

今回、幸い大きな被害もなかったこともありましたが、災害時の対応を考えるよい機会になったと捉えております。今後、きちんとしたルールを定めて、子どもたちの安全を第一に今後の対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、学童保育の今後の運営についてでございます。

この頃より、内閣府こども家庭庁は子どもが真ん中社会の実現のため、各分野における政策の取組を進めていると述べていますが、今後朝倉市は学童政策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 議員言われますとおり、児童数全体の減少が進む一方で、核家族や共働き世帯の増加により、学童保育所の利用児童数は増加しておる状況でございます。

こういった中、国におきましては全ての子どもが放課後安心・安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、待機児童の解消や人材確保のための施策を打ち出しているところでございます。

市といたしましても、児童が安心して過ごせる生活の場所としてふさわしい環境を整えること、また地域に根差した学童保育所運営を行い、保護者会・学校・地域との連携を重視するとともに、学童支援員の処遇改善、確保対策など必要な国の施策を適切に行っていくことが必要だというふうに考えております。

このことにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、併せて子どもが安心して過ごすことができる学童保育所を目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 8番熊本議員。

○8番（熊本正博君） 先ほど福祉部長よりお聞きしましたとおり、国の政策を取り入れ

ながら児童が安心して過ごすことができる生活の場としてふさわしい環境を整え、地域に根差した学童保育運営を目指しているとのことでございました。

多くの学童保育が保護者を主体とした運営となっており、保護者と支援員が協力し合いながら、子どもたちが成長できていると思います。現在は保護者運営、民間企業、NPO法人が指定管理を受けていますが、今の運営自体が変わってしまいますと、子どもたちや保護者の動揺が生じて学童保育の本来の保育ができなくなる状況になると懸念もしております。

一番に子どもたちが元気に過ごせること、そして支援員の処遇改善、学童保育運営の拡充、施設の修繕・改修など課題はたくさんありますので、今後ますます安定した学童保育運営を継続していけるよう、小さな課題を一つずつ解決していき、これからの未来を担っていく子どもたちのため、学童保育のより一層の充実を図っていただけると幸いです。学童保育の先進的な朝倉市と言われるようになってほしいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小島清人君） 8番熊本正博議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時10分に再開いたします。

午後1時59分休憩